

子育て支援課より 令和5年4月からの変更点等について (お知らせ)

子育て世帯訪問支援事業が始まります

妊婦、産婦、ヤングケアラーなど、支援を必要とする方がいる世帯を家事代行業者が訪問し、家事や育児などの支援を行います。

○訪問支援の内容

- ・家事支援 食事の準備、洗濯、掃除等
- ・育児支援 兄弟児の遊び相手、検診の付き添い等

○利用できる回数

妊婦のいる世帯	出産までの間で20回まで
産婦のいる世帯	出産後1年を経過しない日までの間で月4回まで
支援が必要な18歳までの児童がいる世帯	月4回まで

○自己負担額 1,000円／1時間

※1日1回、1回あたり2時間まで

産後ケア事業が拡充します

宿泊型に加え、デイサービス型、アウトリーチ型（訪問型）のケアにより、産後のお母さんをサポートします。利用方法などの詳細は、子育て支援課におたずねください。

○宿泊型：宿泊して受けるサポート

利用施設：津山中央病院、赤堀病院、福田産婦人科（いずれも津山市内）

○新 デイサービス型：日帰りで受けるサポート

利用施設：かたつむり助産院（津山市神代）

○新 アウトリーチ型：助産師等に自宅を訪問してもらって受けるサポート

利用施設：かたつむり助産院（津山市神代）

乳児おむつ助成制度の一部が変わります

変更する点は次の2点です。

- 1 住民税等に滞納のある方は、助成を受けることができなくなります。
- 2 レンタルおむつの費用が新たに対象となります。

※園で使用する布おむつのレンタル費用も助成の対象となりますので、ご利用ください。

町内保育園・こども園の使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止します

令和5年4月から、保育園・認定こども園の保護者が各自持ち帰っている使用済み紙おむつを、園で処理します。

町内各園で使用するおむつは、乳幼児の肌に優しい布おむつが中心ですが、場面により紙おむつを使用しています。使用済み紙おむつの持ち帰りは、持ち帰る保護者の方にも、個人ごとに振り分ける保育士にも負担になっていました。

このため、紙おむつを密封処理する機械を全園に設置し、持ち帰りを廃止します。

なお、紙おむつ処理機は令和5年1月末に設置済みで、令和5年2月中旬から全園において試験的に運用を開始しています。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891